株式交換に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第１項第２号、第 801 条第３項第３号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面）

2024 年 12 月 18 日

株式会社ＣＩＪ
株式会社アドバンスソフト

2024年12月18日

株式交換に係る事後開示事項

神奈川県横浜市西区高島一丁目２番５号
株式会社ＣＩＪ
代表取締役社長　坂元　昭彦

愛知県名古屋市中区錦二丁目３番４号
名古屋錦フロントタワー
株式会社アドバンスソフト
代表取締役社長　尾関　なぎさ

株式会社ＣＩＪ（以下「ＣＩＪ」という。）と株式会社アドバンスソフト（以下「アドバンスソフト」という。）は、2024年11月25日開催の各社の取締役会において承認され、同日付で両社間で締結された株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）に基づき、2024年12月18日を株式交換の効力発生日として、ＣＩＪを株式交換完全親会社、アドバンスソフトを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第１項第２号､第801条第３項第３号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

１．株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第１号）

2024年12月18日

２．株式交換完全子会社における会社法第784条の２、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第２号）

（１）会社法第784条の２の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（２）会社法第785条の規定による手続の経過

アドバンスソフトは会社法第785条第３項の規定により、2024年11月25日付で、アドバンスソフトの全株主に対し各別に、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第１項の規定による株式の買取請求をされた株主はおりませんでした。

（３）会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（４）会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

３．株式交換完全親会社における会社法第 796 条の２、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第３号）

（１）会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過

ＣＩＪは会社法第 796 条第２項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

（２）会社法第 797 条の規定による手続の経過

ＣＩＪは会社法第 797 条第３項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第２項の規定に基づき、2024 年 11 月 26 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるアドバンスソフトの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、ＣＩＪは、会社法第 796 条第２項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第１項の規定による手続について、該当事項はありません。

（３）会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

４．株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第４号）

本株式交換によってＣＩＪに移転したアドバンスソフトの株式の数は、アドバンスソフトの発行済株式総数 200 株から、ＣＩＪが所有するアドバンスソフトの株式 160 株を除いた 40 株です。

５．その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第５号）

（１）ＣＩＪは、会社法第 796 条第２項の規定に基づき、会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第３項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をＣＩＪに通知した株主はおりませんでした。

（２）アドバンスソフトは、会社法第 783 条第１項の規定により、2024 年 11 月 25 日開催の臨時株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。

（３）ＣＩＪは本株式交換に際し、アドバンスソフトの株主名簿に記載された株主のうち、ＣＩＪを除く株主に対し、その所有するアドバンスソフトの普通株式 1 株につきＣＩＪの普通株式 11,437 株の割合をもって交付いたしました。なお、ＣＩＪが交付した株式の総数は 457,480 株であり、全てＣＩＪが所有する自己株式を交付しております。

（４）本株式交換の結果、ＣＩＪの資本金の額及び準備金の額に変動はありません。

以　上